

一、二〇〇一年度総括

（二〇〇一年六月～二〇〇二年五月）

（一）昨年九月十一日の同時多発テロ発生以来、世界の様相は一変した。テロリストは許し難いが、これに何百倍もする報復攻撃は、アフガニスタンの一般市民をも巻き込んで大惨事をもたらした。米国にとって都合の悪い国を「テロ」「ならず者」と呼べば、これが正当化され、攻撃してもかまわないような雰囲気の世界中を支配し始めた。小泉首相は、いち早く「テロ特措法」を超憲法的な立場から成立させ、インド洋まで海上自衛艦を派遣して米軍の戦争に参戦している。そして一気に日本国民を戦争に総動員する体制の中に組み込むべく、有事三法を国会に提出して、何が何でも成立させると息巻いている。日本は、間違いなく危機を迎えた。なぜ危機なのか？それは危機を迎えても、国民に危機意識がないことである。だから、国民の多くはノンキに構えている。危機に対して立ち上がれないのである。

（二）この状況で我々は、ささやかながら月一回の平和行進（二〇〇二年六月で、四二四回）を続けながら、マイクとチラシ配布とゼッケンによって危機を訴えて行進した。また憲法記念日や、敗戦記念日にはチラシ個別配布（計四千枚）とマイクで有事立法反対、空中給油機配備反対、憲法改悪反対などを訴えた。

（三）このような危機に対して、四者会議（連労組会議、静岡県西部地区平和遺族会、社民党・浜松支部、浜松市憲法を守る会）は、防衛庁・市当局・市議会・教育委員会などと直接交渉し、要望書を提出する一方、講演会・学習会等を開催するなどして啓発活動にも力を入れ、力を出し合って平和のたたかいを強化してきた。

二、世界の情勢

（一）米国は、世界で一番戦争をしたがっている国であることは間違いない。「ならず者国家」や「悪の枢軸」発言などによって、世界の国々を刺激し、今にもイラク攻撃へと独走しかねない状況である。

米国のニューヨーク・タイムス紙は、そんなブッシュ政権をたしなめるかのように「核保有のごろつき（悪漢）国家」という社説まで書いた。

（二）米国は自由をはき違えて、国益追求のために、自由国際社会からはみ出し、暴走しかねない。

弾道ミサイル（A B M）制限条約からの脱退通告、生物化学兵器禁止条約の検証議定書の採択拒否、包括的核実験禁止条約（C T B T）をしり目に、臨界核実験の強行、国連の核廃絶決議案に反対票を投じて、この決議案を提出した日本の立場に水をかけた。

また地球温暖化防止のための京都議定書からも離脱、それでも日本政府も国民も本気で怒らず、ご機嫌をとり続けている。さらに、国際刑事裁判所へも不参加の態度をとるなど、米国は自国の国益のみを考えて、世界全体の平和や、正義の秩序を守ろうとしない。自己中心主義が目に残る。

（三）米国は、超大国の武力・経済力を背景に、九・一一の同時多発テロを利用して、アメリカに協力しない国はテロ支援国と見なすなどと脅かし、まるで世界の支配者のような振る舞いが至る所に現れてきた。

先進国の中で、この米国に苦言を呈し、同調を拒否する国がほとんどないことが世界の危機を高める要素の一つである。

（四）米国の軍事優先の政策は、その背後に膨大な軍事産業複合体が存在し、戦争をするたびに軍需産業だけは大儲けをしているところに根本的な原因がある。一般庶民は決して豊かにならない、いびつな社会構造である。

また、米国の武器輸出が世界でダントツである理由もここにある。世界一の「死の商人」は、米国の軍需産業である。そのような米国と日米安保軍事同盟を結んでいる我が国の将来は、実に暗たんたるものがある。日本の経済をいびつなものにする軍事産業複合体の動きも、すでに始まっている。

（五）テロ対策は、軍事力によって、無差別に一般庶民とテロリストをたたくことでは解決しない。テロが起きないような貧困・飢餓・人権無視・教育低水準等々の国際的矛盾を解決せずして、テロは無くならず繰り返される。この点からも米国の態度は間違っているし、国連も超大国米国の前に、強力な解決策を打ち出せないでいる。

（六）イスラエルの背後に米国がいる限り、パレスチナ問題は解決しない。イスラエルの兵器は、米国産の先端兵器であり、それを買い入れるだけの経済力がある。パレスチナの兵器は旧式で使い物にならず、食糧不足が深刻である。自爆テロはこうして起こる。

いろいろ悲観的な状況の中で、世界の N G O、国連の

「平和・安全保障・軍縮」部会、米国平和歴史学会などでは、日本国憲法第九条が見直され、世界平和を作り出すお手本とすべきだ、とする提案が出始めている。

三、国内情勢

（一）小泉首相は、憲法尊重義務を果たさず、最高法規を自ら積極的に蹂躪するファシストである。人呼んで「小泉ヒットラー」と言う。その正体を見破れない国民の精神的レベルが今日の危機を深刻化させた。

（二）日本は既に法治国家ではなくなった。小泉首相を先頭に、政・財・官の法破りは目に余る。憲法に違反する法律が山のように存在して「違憲国家」と呼ぶのが相応しい状態となった。

「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」とあるのに、自衛隊が存在し強化され、軍事同盟である日米安保もいっそう強化されて、遂に有事三法案の国会提出となった。憲法二〇条の政教分離の下で、靖国神社を参拝する首相。

「民が代」であるべき民主国家日本の国歌が「君が代」となり、侵略の血に染まった「日の丸」を国旗とする倒錯。侵略の反省なき日本は、今後なにをしでかすか分からない。通信の秘密を犯す盗聴法、マスコミ対策法案等々、すべて違憲である。

（三）ここまで来ても、まだ危機意識が国民にはない。国民に主権者の自覚が欠如しているところにその原因がある。

鍋の底に蛙を入れて、徐々に暖めると、温度の上昇に気が付かず、沸騰した湯の中で死ぬ。日本国民も、危機が少しずつ迫ってくるので気が付かず、いつの間にか戦時体制の中に組み込まれて身動きできなくなる。そのような状況が、今そこに迫っている。

（四）しかし、憲法第九条を守る市民運動が各地にあり、あらゆる平和的手段を用いて有事立法阻止、憲法改悪反対の運動が盛り上がりつつある。

四、具体的な活動方針

（一）「憲法」は、権力を抑制し、個人の人權・自由・権利を守るトリデであることを啓発し、宣伝して、市民に自覚を促す。

(二) 自民首脳の「日本は、天皇中心の神の国」発言に対し「日本は国民中心の民の国」であることを、より鮮明にし、国民主権を堅持する運動を強化する。

(三) N G O 主催のハーグ平和会議、国連の「平和安全保障軍縮」部会、さらに米平和歴史学会などが続々と、日本国憲法第九条を手本にすることを国連に提案した。この機会を逃さず、国際的に運動を広げる手だてを探り、更に、この第九条を世界に広める努力を始める。

(四) 国際的にも、国内的にも、行き詰まる中で、同時多発テロが起きたが、これを解放する道はただ一つ、これまでの力の政策を百八十度転換して、憲法第九条の非武装・戦争放棄しか、道が残されていないことを、政府や国民に訴え続けていく。また、これを実行できる真の護憲勢力の結集にも努力する。このため市民、特に若者たちの心に、平和の灯火を点じ、我々の運動への参加を呼び掛けていく。そのための母胎として四者会議を大切に育てていく。

(五) 国家の主権者は、我々国民自身であることを自覚し、政府の宣伝に騙されないよう市民に訴える。

(六) 有事三法、マスコミ対策法などを廃案にし、憲法改悪阻止のため全力を尽くす。

(七) 主権・人権・平和の憲法感覚を鋭敏にし、憲法の精神を実現するための学習活動を強化し、当面する課題に取り組む。

- ① 運動の柱として、今後も憲法を守る平行行進をねばり強く継続する。
- ② 運動を展開する準備や計画を練るため、役員会を毎月一回開催する。また、その際、可能な限り「ミニ学習」を行う。
- ③ 会員増加は、急務であり、更に努力する。
- ④ 憲法を学ぼうとする人々や、団体の要請に応じて講師を派遣する。
- ⑤ 必要に応じて、具体的に行動し、講演会やその他の催しを企画し、実行する。
- ⑥ 当面、防衛費の大幅削減(目標は全廃)と、海外派兵阻止、A W A C S の撤去、空中給油機の配備阻止のために全力を傾ける。
- ⑦ 我が国に、まず憲法第九条を実現し、同時に第

九条を世界に輸出することに努力し、世界の軍

備全廃を目指す。

⑧ 政府や国民に、過ぐる侵略戦争への反省・謝罪・補償の重要性を訴え、共に、反戦平和のため

に立ち上がるように訴える。

⑨ 国連N G O（非政府組織）と連帯する。

⑩ 二・一一集会（信教の自由を守る集会）

五・三集会（憲法記念日）

六・一八集会（浜松大空襲）

八・一五集会（敗戦記念日）

* これらは、場合によっては、他の市民団体と協力し、集会や宣伝活動を行う。

⑪ 平和遺族会、護憲勢力、平和問題研究所、その他、生命と暮らしを守る市民団体・民主団体と

連帯し、力量に応じて協力し合う。

⑫ 浜松基地をめぐる諸問題（騒音対策、航空祭、ブルーインパルス、航空博物館の監視など）に

対応し、最終的には基地を撤去して、平和

都市・浜松の実現に努力する。

⑬ 「新靖国法案」を阻止すると共に、静霊奉賛会

と護国神社とのゆ着をめぐる憲法違反にメスを

入れ、政教分離・信教の自由の原則に戻すため、

平和遺族会と共に努力する。

⑭ 主権者として、政府や自治体に対し、問題発生

の度毎に抗議文・要請文等を送付し、場合によ

っては、直接交渉などを行う。